

みやけの風

第 236 号

平成17年(2005年)8月20日(土)発行
発行：三宅島災害・東京ボランティア支援センター
発行責任者：上原 泰男
東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 10階
東京ボランティア・市民活動センター 気付
TEL：03-3260-7573 FAX：03-5229-1646
E-mail：tokyocenter@cmpo.org

8月も半ばを過ぎました。みなさまそれぞれに、にぎやかなまたは静かなお盆を過ごされたことと思います。東京ではお盆期間中は電車がすいて、気温も昼間は暑いのですが、朝夕が涼しくて助かりました。来週半ばで三宅島支援センター三宅島事務所は伊豆老人福祉館から撤収となりますが、場所を阿古に移し「みやけじま 風の家」の開設に向けて取り組んでまいります。東京センターは引き続き「みやけの風」の発行を続けながら、三宅島の方々へ寄り添う気持ちをお伝えし続けたいと思います。よろしくお願ひします。

みやけの風現地センターから

2月1日の避難指示解除から6ヶ月余りが過ぎました。

支援センターの第1期事業として今日まで取り組んで参りました、帰島支援事業も来週の24日をもって一定の区切りを設けさせていただくことになりました。

私たちが、この6ヶ月余りの間に渡って受け入れていただいた、すべての三宅島の皆さんに心からの感謝を申し上げます。

振返れば、4年を越える避難生活を乗り越えてのふるさとへの帰島は、まだ時折雪がちらつく2月の寒さ厳しい中から始まりました。

それから今日まで、帰島された皆さんのすぐ傍にただ寄り添い、共にその現実と困難さに正面から向き合う事しか出来ずに過ぎたかもしれません。しかしその中で、たくさんの人と人との心からの通い合いが生まれる瞬間に出会いました。あわせて、帰島された皆さんが互いに「おかえり」と声を掛け合い、励ましあう中で、これから始まる新しい暮らしに精一杯、懸命に力を注ぐ姿に、あらためて人の暮らしや命の大切さを見ました。

そんな人の優しさがきらめき溢れる中で今日までご一緒させていただき、何よりも大切な人の優しさに気付かせていただきました。

支援センターは、24日をもってすべてのボランティアが帰京し、帰島支援事業を閉じます。現在は、この間お借りしていた伊豆老人福祉館の清掃などの残務整理を進めています。あわせて、残り少ない日々の中ですが、少しでも島民の皆さんに心からのお礼の気持ちを伝えるために、訪問活動も行っています。

今後は、たくさんの島の皆さんが集い、心地よく過ごすことが出来る優しい場所を、この島の皆さんと一緒に創りたいと考えています。その開設に向けて、活動拠点を阿古地区にある日本建築学会所有の研修施設に移し、開設準備を進めていきます。

その場所を「みやけじま ^{かぜ いえ} 風の家」と名付けました。

引き続き、皆さんの傍で一緒に歩んで参りたいと思います。

24日に迎える帰島支援事業の終結にあたっては、5年間共に歩んできた三宅島の皆さんや、支え続けていただいたすべての皆さんに心からの感謝とお礼を申し上げます。

8月19日 金曜日

三宅島支援センター 三宅島事務所

みんなの声

元気のみなもと・・・それは島の風？！

3月中旬の1週間、そして今回8月18日からの3日間、活動に参加させていただきました。ストーブが必要だった頃と夏本番、帰島が始まった頃と5ヵ月後、その時間の流れの中で島は大きく変わっていました。

帰島直後は、目の前にあるたくさんの家具や段ボール箱、それに萱・竹と灰、そしてガス・・・「でも頑張るヨ、ありがとう」と言っていた皆さんの勇気に私のほうが励まされました。

そして今回、家の中はすっかり片付き、畑には色づいた野菜が実り、庭には色とりどりの花が咲き、「やっとこんなにきれいになったヨ。トマトみんなで食べて」という笑顔をいただくことができホッとするとともに、コツコツと積み重ねることの大切さを学ばせていただきました。

さわやかにこちよく流れる風。これが皆さんの背中をやさしく、そっと押しているな、と感じた日々でした。

(帰島支援事業 参加ボランティア)

ひとりで悩まないで！

私たちは、司法書士・弁護士・税理士を中心にみなさまへの法的支援を目的とする三宅サポート法律家グループです。法律上の困り事や悩み事の相談を無料でお受けしています。たとえば、こんな相談

- 借金がふくれてもう支払ができない。
- 使いもしないものを買わされてしまった。
- 障害をもつ子どもや少しボケてきた両親の行く末が心配。
- 遺産相続で争いがあり、もう何代も話し合いがつかない。
- もう離婚したいが、話し合いがつかない。

相談所まで相談に行くことができない方もお気軽に電話ください。出張し、相談をお受けいたします。また、島民同士のことなので争いにしたくない場合にも、仲裁や調停を行うこともできます。

三宅島常設相談所開設

できるだけ事前にお電話ください

毎週土曜・日曜

住所 三宅島三宅村神着 1 1 2 1
ナダードバス停貯水槽の奥です。

電話 04994-2-1600

法律上の困り事や悩み事の相談を無料でお受けします。
三宅サポート法律家グループ(NPO司法過疎サポートネットワーク)
全国青年司法書士協議会

その後、法的支援が必要な場合にも、災害により資力を失った被災者に対しての司法書士が提供する法的サービスについては、「日本司法書士会連合会」の支援により、報酬の免除や一部免除が可能な場合もあります。